

### 全ての人々につながる司法を目指してー法テラス東京法律事務所での司法ソーシャルワークの取組ー

法テラス東京法律事務所



東京弁護士会会員

馬場 真由子

Baba, Mayuko

#### 1 法テラス東京法律事務所の概況

私が所属している法テラス東京法律事務所は、執筆時点では13名のスタッフ弁護士が配置されており、法テラスの法律事務所としては最も規模が大きいです。都市部にある当事務所は、民事法律扶助事件や国選弁護事件等の資力に乏しい方々の事件対応のほか、一般の方々や関係機関に対する広報・講演活動、学生に対する法教育、外国人在留支援センター(FRESC)と連携した外国人支援、地方のスタッフ弁護士との共同受任による広域的な民事事件への対応、後述する司法ソーシャルワークなど、幅広い業務活動を行っています。

#### 2 司法ソーシャルワークに関する取組

当事務所が特に力を入れていることが、高齢や障がいなどの理由により自ら司法にアクセスすることが困難な方々に対する支援です。

多数の弁護士が登録している東京でも、高齢者・障がい者を中心として、司法にアクセスすることが困難である、という問題があります。このため、都市部にある当事務所は、このような司法へのアクセスが困難な方々のもとへ自ら赴いて法的サービスを提供する「アウトリーチ」活動のほか、そ

の方々を支える福祉関係職の方々が現場で日々実践しているソーシャルワークの輪の中に加わって協働することにより、当事者が抱える法的問題のみならず、生活上の様々な問題や課題についても共に解決していくことをを目指し、日々実践を重ねています。

また、福祉関係者と弁護士とが、より継続的に関わることを目指して、定期的な出張の方法による連携体制を構築しています。一例として、一部の地域包括支援センターなどでは、スタッフ弁護士が地域包括支援センターの職員の方々と机を並べて一定時間滞在し、個別ケースにつき打合せ、会議同席及び訪問同行などをを行いながら、法的な情報提供をする活動を実践しています。この活動により、職員の方々がケース対応時に感じる「違和感」をより早い段階で弁護士と共有することで、法的問題の早期発見や事実整理に寄与することを目指しています。

抽象的にはイメージが伝わりづらいかもしれないが、具体例を2つほど紹介します。

#### 3 実際の事案

##### (1) 出張相談からつながった債務整理の事案

まず、私が関わった、Aさんの事案についてご紹介します。

ある日、当事務所に法テラスの地方事務所経由で、B区役所福祉事務所のケースワーカーさんから、高齢等で外出が困難なAさんが多重債務の状況にあるとして、自宅での出張法律相談の打診がありました。私は、法テラスの出張相談制度を利用して早速ご本人宅を訪問し、ケースワーカーさん、家計相談支援員の方も一緒に、膝をつき合わせてご本人のお話を伺いました。お話を聞くと、Aさんは一見健康で話もはきはきしているので、自分で法律相談場所まで難なく行けそうな印象を受けてしまいました。しかし、よく話を聞くと、Aさんは当初、弁護士のもとに自発的に行くことができていたものの、Aさんの持病の後遺症や判断能力の低下などにより法律事務所に行くことができなくなり、しかも自分でそのようになってしまった理由も上手に説明できなかったため、途中で相談が途絶えてしまっていたことが分かりました。

私は、民事法律扶助制度を使ってAさんの債務整理を受任し、ご本人宅にて、ご本人やケースワーカーさんたちと一緒に打合せ等を行い、無事債務整理を進めることができました。ケースワーカーさんには、自宅に届いた多量の請求書を整理していただきたり、Aさんに代わって必要書類を集めてい

ただいたり、Aさんがうまく事情を説明できない場合にフォローしていただいたりしました。また、家計相談支援員の方には、家計収支表の作成等を通じて家計の見直しに尽力いただきました。私一人だけではAさんとの信頼関係や書類収集に大きな困難が伴うところでしたが、支援者の方々のご協力のお陰で無事解決することができました。

#### (2) 地域包括支援センターからつながった事案

また、地域包括支援センターの職員さんからのご相談をきっかけとして、弁護士がご本人宅に伺い、解決に至ったケースもありました。

一つ目は、老朽化していたアパートに住んでいた高齢者Cさんが、賃貸人から賃貸借契約の更新を拒絶されて建物明渡しを求められ、今まで元気だったのに急に落ち込んでしまっていた事案です。心配した地域包括支援センターの職員の方が、私に相談をしてくれたことが事件の端緒でした。Cさん宅でお話を伺ったところ、当該更新拒絶や明渡請求は法的要件を満たしておらず、Cさんには即座に明渡しをする義務がないことが判明しました。Cさんは一刻も早く退去しなければならないと思い込んでしまっていたため、相談後はっとしていました。その後も地域包括支援センターの方と一緒に

に、今後の住居についてCさんの意向を伺いつつ対応した結果、Cさんは強制的に明渡しを受けることなく、施設に転居することができ、無事問題は解決しました。

二つ目は、生活保護を受給しているDさんが、疎遠な親族が他界したこと、他の相続人から遺産分割協議に関する書面が届いたが、どうしたらよいのか分からず困惑しているというケースでした。これについても民事法律扶助の出張相談を行い、地域包括支援センターの職員さんと一緒にご自宅でDさんに法的状況をご説明しました。Dさんは遺産分割について理解しましたが、現在の生活に満足しており、生活保護を引き続き受給しつつ生活していくという意向でした。このため、Dさんご本人から担当ケースワーカーや被相続人側の代理人とも連絡を取りていただき、無事遺産分割の合意が成立しました。

これらの事案を通して、大都会であっても周囲に相談できず一人で問題を抱えて精神的に追い詰められている方々が非常に多いこと

を思い知らされました。ご本人とつながりのある福祉関係者の方々等が少しでもご本人の「違和感」を感じた際には、早期に弁護士につなぐなどの対応をしていただくこと、そのためには弁護士が普段から福祉関係者の方々等と連携して関係性を構築しておくことが非常に重要だと痛感しました。

#### 4 最後に

私は今でもスタッフ弁護士として執務していますが、それも今まで知り合った弁護士、福祉関係者、自治体職員の方々のほか、私を支えていただいた全ての方々とのつながりのお陰です。今後も、高齢や障がいその他の理由により司法にアクセスすることが困難な方々のために、法テラススタッフ弁護士として、行政や福祉の関係者の方々と連携しながら、司法アクセスの改善のために奮闘していきたいと思っています。

#### スタッフ弁護士としてのキャリア形成とワークライフバランス！

真由子さんは、企業に就職後、一念発起して「困っている人を助けてみたい」という思いを実現したいとスタッフ弁護士になった。粘り強くして実現力がある！

現在は配偶者と協力して2人のお子さんを育てている。「仕事と子育ての両立」×「転勤」というハードルを何度も乗り越え、思いを真っすぐに実践してきた。

弁護士数日本一の東京でも司法サービスにたどりつけない人を救い出し、関係機関へ法テラス業務の説明に出向き、子どもや市民に向けての法教育活動にも取り組む。

法テラス東京地方事務所が主催する「養成常勤弁護士との連絡会」で、アドバイザーをすること多く、同僚や後輩からの信頼も厚い。

真由子さんには、仕事と子育てを両立しながら、スタッフ弁護士としてのキャリアを築いていくロールモデルとなってほしいと強く願っている。

From 芹澤 真澄（東京弁護士会会員）



高齢者総合相談センター社会福祉士連絡会での講演の様子